

市民文教常任委員会会議記録（概要）

令和7年2月27日（木）

開 会（午前9時0分）

○議案第23号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡委員

学校運営協議会委員の報酬を決めるための議案だと思うが、それに際して、他の自治体では学校運営協議会の規則ができていて、こういった委員構成なのか、どれぐらい会議をやるのかといったことが細かく決められてると思う。委員の報酬を決めるに当たって、やっぱりそこがはっきりしないとこれが適切なのかどうか分からないと思う。まず、こういった規則ができるのかを説明していただきたい。

刈谷学校教育
課主幹

教育委員会規則として学校運営協議会規則を4月1日から施行するものです。内容に関しましては、まず趣旨や定義、役割、基本的方針の承認などが挙げられていますが、その中で委員の構成につきましても記載をしております。委員は教育委員会が任命するものでございますが、次に挙げる者のうちから、学校の推薦を受け、教育委員会で任命するものです。具体的には、保護者、地域住民、社会教育法第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員及び対象学校の運営に資する活動を行

う者、そして、対象学校の校長および関係者、次に、知識経験者、前各号のそれ以外に教育委員会が適当と認める者です。

花岡委員

考え方として、学校運営協議会の根拠法には対象学校に在籍する児童生徒や保護者とある。今の説明だと、保護者が入ってるのはいいと思うが、児童とかを入れなくていいのか。

刈谷学校教育
課主幹

児童生徒を入れることは、ここには記載しておりません。というのも、教育委員会が任命した学校運営協議会委員というのは、臨時の非常勤の地方公務員にあたります。そうしますと、守秘義務が課せられることとなりますので、まずその守秘義務を小中学生に課すことは難しいだろうということと、必要に応じまして子供たちの意見を聞く場というのを設けることができますので、そこで子供たちの意見を吸い上げることができると考えております。

花岡委員

規則を今定めているというので、学校運営協議会の委員報酬を条例で定めることになっているが、議会でコミュニティスクールのことを諮るのは多分これが最後になってくるのではないかと思う。つまり、この条例を認めると、議会としてコミュニティスクールを認めたという考え方になってくると思うが、そういう理解でよいのか。条例としては、コミュニティスクールが本格的に全校で始まる上での最後の条例ということ

か。

刈谷学校教育
課主幹

そのとおりになりますが、今後報酬の変更等がある場合は、市議会の議決事項になると考えています。

花岡委員

学校運営協議会委員の報酬は年額9,000円ということだが、狭山市や入間市だと、日にちで渡しているケースがあり、協議会を年に3回か4回ぐらい行うとのことだが、当市では何回行う想定なのか。そこに弾力性があるのであれば、1日ごとに払うのが適切ではないかと思うけれども、年額9,000円とした理由を伺いたい。

刈谷学校教育
課主幹

回数ですが3回から5回を想定しておりまして、各学校には3回以上お願いするようお伝えする予定です。また、1回当たりでの報酬の支払いにつきましては、委員は会議に出ることが報酬の対象ということよりも、会議以外でもそのことについて考えたり、他の人と話したりするということも含めて、報酬をお支払いできればと考えておりまして、年額とさせていただきます。

花岡委員

先ほどの説明にもあったが、今回の条例を認めるか否かでコミュニティスクールの可否を決めていくわけだが、説明のところに学校運営協議会は教育委員会の任命によって行われると書かれている。このプロセス

というか、学校側の意見はどのように委員の選定に反映されるのかという
ことを伺いたい。

刈谷学校教育
課主幹

委員の選定につきましては、まず地域の実情をよく知る校長からの推薦を受けまして、それを教育委員会会議にて議決をいただいた後に任命をさせていただくという流れになります。

花岡委員

コミュニティスクールに際して、教育委員会から任命されることによって、例えば、間接的な委員の選定になってしまうという懸念があったが、そこは校長から任命されることで担保されるということか。

刈谷学校教育
課主幹

地域の実情をよく知っている校長が推薦する方々を教育委員会にて判断をさせていただいた上で任命をするのが適切だと考えています。

花岡委員

全校でコミュニティスクールを実践するということが、コミュニティスクールの評価に対して、コミュニティスクールの委員にアンケートを出されてると思う。コミュニティスクールの実績というか、試験的に令和5年度からコミュニティスクールを始めているけれども、今回この条例を認めることによってコミュニティスクールの可否を問うているわけなので、どういった意見があったのか。

刈谷学校教育
課主幹 委員の方々からは、学校についてよく実情を知ることができ、地域との連携というものを積極的に図っていこうという肯定的な御意見を多数いただいております。また一方で、地域の方々に関しましては、負担が重くなるのではないかという御意見もいただいておりますので、その点については十分配慮しながら運営をしていこうと考えております。

花岡委員 報酬に関して、私が調べた自治体では年額1万2,000円というところもあったが、9,000円の金額の根拠はどういったものなのか。

刈谷学校教育
課主幹 近隣市町村を調査したところ、金額は様々でございます。本市の有償委員の人数と予算等を考えたときに、他の自治体と比較しても適当であるだろうということで、年額9,000円に設定しました。

花岡委員 議案質疑の中で、3校を兼任しているコミュニティスクールが、5例あったという答弁があったが、現状で想定されている委員の数は合計で何人ぐらいを想定しているのか。

田中学校教育
課主幹 協議会が1校で1つの協議会をつくる場所、あるいは中学校区3校で1つの協議会をつくる場所、それによって人数は異なりますが、具体的に、議案資料にあります302万4,000円の内訳で申し上げますと、単独の学校が有償委員8人を想定しまして、32の協議会で23

0万4,000円です。そして、先ほど申し上げた複数校、こちらが5つの協議会で、それぞれの協議会が16人を想定いたしまして、72万円です。その合計金額になります。

長岡委員

学校運営協議会は保護者も対象となるが、会議の開催時間はいつになるのか。

刈谷学校教育
課主幹

開催時間につきましては、おおむね1時半から2時間程度を想定しています。

長岡委員

時刻について聞きたい。平日の昼間なのか休日なのか。

刈谷学校教育
課主幹

各協議会の運営の時間に関しましては、協議会ごとに設定します。校長と協議会の会長で協議をし、委員に周知を行います。

長岡委員

各学校により開催時間が異なるということか。

刈谷学校教育
課主幹

そのとおりです。

長岡委員

保護者には共働きが増えているので、昼間に集まるということは難し

と思うので、オンラインでの参加も可能性としてはあるのか。

刈谷学校教育
課主幹

時刻を決める場合には、参加しやすい時間を設定するというのが前提です。オンラインにつきましては、教育委員会としては協議会ごとの実態に応じて実施していただくものと考えています。

谷口委員

協議会委員の中には保護者もいるということだが、実態として保護者というのはどういった方々が入ることを想定しているのか。

刈谷学校教育
課主幹

P T A関係者が入ってくることが多いと考えています。

花岡委員

年額9,000円ということで、日当というような形ではないが、委員の方が休まれている、例えば、委員になったけれど一回も協議会に参加しなかった方でも9,000円をもらえるという認識でよいか。

刈谷学校教育
課主幹

年額9,000円につきましては、何をもって支払うのかということが関係してくると思います。1回でも協議会に参加していただくことで、その委員の意見を聞くことができますので、そこで報酬をお支払いさせていただこうと考えています。

花岡委員

特別職の報酬ということなので、何かしらの諮問機関に報酬の妥当性というのを諮問したのか。当市の特別職の報酬の諮問に関しては、確か教育長とか市長、副市長だけだったような気がする。だから、諮問していないということか。

刈谷学校教育
課主幹

諮問はしておりません。

長岡委員

確認だが、オンラインでも参加も可能ということか。

刈谷学校教育
課主幹

実際に職場からオンラインで参加するということも想定されますが、けが等で学校まで来られないという方もいらっしゃるかと思います。その方の意見も協議会として重要視をされると思いますので、そのような対策も十分に考えられると思います。

花岡委員

中学校区でやられているコミュニティスクールもあるというふうに伺ったが、その報酬も9,000円ということなのか。なぜ、中学校区でやっているところがあるのか説明していただきたい。

刈谷学校教育
課主幹

原則としましては、単独校で協議会というのは立ち上げるものと考えておりますが、例えば密な連携を取る必要があると、その学校間で考え

て判断した場合には、協議会を合同で実施することができます。今回5つの地区で合同で実施したいということを受けまして、そのようにさせていただきます。

花岡委員

児童を学校運営協議会の委員には参加させなかった理由として、機密の関係であったり、そういった視点があるとおっしゃっていたが、児童の声を協議会に反映させる仕組みというのは、具体的にはどういうことを考えているのか。規則とかで担保されているのか。

刈谷学校教育
課主幹

規則の中に明示をさせていただいております。会長は必要があるときは、校長から報告及び説明を求めることができるという条文がございます。ここで子供たちの意見について事前に御質問いただければ、学校として子供から意見を集めるものと考えています。

【質疑終結】

【意見】

花岡委員

今回の報酬9,000円を決めることが議会で諮るコミュニティスクールの本格稼働の最後ということだが、コミュニティスクールとしてはやはり児童や保護者、または教職員の声も含めて一体となって、地元の人たちも含めて進めていってほしいという意見で賛成する。

長岡委員

議案第23号「所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について」意見を申し上げます。先ほどの質疑でオンラインで参加も可能ということで、保護者の方々の負担は軽減されることが分かったので少しは安心したが、他の自治体ではPTAをなくすといったような動きもある中、できるだけ保護者の負担軽減をお願いしつつ、賛成の意見として申し上げます。

【意見終結】

【採 決】

議案第23号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと決する。

○議案第38号「小中学校教師用指導書（所沢小学校外）の取得について」

【補足説明】なし

【質 疑】

花岡委員

今回の教科書の購入は、2,000万円以上ということで所沢市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により提出されていると思うが、第2条は議決を付すべき契約とあるが、第3条は、議決に付すべき財産の取得又は処分とされ、契約に言及されていない。今回、仮契約に伴って議案が提出されているが、令和6年12月定例会の補正予算を見積もる段階で、議会に諮る必要があったのではないか。仮契約のタイミングで議会に諮ることでよいのか。

鈴木教育総務
課長

12月定例会におきまして、まず予算がないことには契約には至らないというところで、補正予算の確保をいただいたところです。その上で、2,000万円を超えることが想定されますので、財産の取得ということで本定例会にてお諮りいただくものです。

花岡委員

補正予算で7,478万8,000円が積算されており、仮契約で2,000万円以上になったので、議会に付すべきとして提出されたということか。

鈴木教育総務 補正予算でお認め頂いた額は全体のものとなりますが、今回は、その
課長 うち2, 000万円を超える契約についてお諮りいただくものです。

花岡委員 前回、小学校の教科書購入の際に、議会に諮らずに購入してしまった
ことがあったと思うが、その際に、委員会において、チェック体制を強
化するとのことだったが、今回は無事に議案として提出されているが、
再発防止として何を行ったのか。

鈴木教育総務 前回、小学校の教科書、指導書の購入にあたり、2, 000万円を超
課長 えているにも関わらず財産の取得の手続きを行っていなかったことにつ
いて反省し、今回は補正としてですが、今後は当初予算に盛り込むこと
によって、事前に教科書の改訂が行われる第1回定例会において財産の
取得ということをお願いすることで再発防止につながっていくものと考え
ています。

花岡委員 今回は12月定例会に補正予算として提出されたが、次からは補正予
算としての提出はなくなるということか。

鈴木教育総務 今後は補正予算ではなく、当初予算で行っていきたいと思っております
課長 ですが、今回については、その前倒しということで整えるために12月で
補正予算を組ませていただいたものです。

長岡委員

教師用指導書の1冊あたりの値段はいくらくらいするのか。

鈴木教育総務
課長

ピンキリでして、高いものは10万円を超えるものもありますし、安いものは数千円のものもありますので、平均を出すのも難しいと思っております。

長岡委員

自分で調べた限りだと、原則、教師しか見ることができないと書いてあるが、今回1,367冊とあるが、教師全員に配られるものなのか。

鈴木教育総務
課長

学校からの要望により、必要な分を渡しております。

長岡委員

教師一人一人に配られるものではないということか。

鈴木教育総務
課長

限られた予算の中で行っていることですので、1冊ずつ行き届かない部分があるかと思っています。

中田学校教育
部長

実情としては、配ってもらえないというよりは、例えば学年に1冊あれば足りるような教科もありますし、一人が1冊持っていたほうがより効果的な教科もあります。また、小学校と中学校で教科担任の状況も違

いますので、先ほど鈴木教育総務課長が答弁しましたように学校の実情に応じて、学校では困らないように要求を上げてきていると考えています。

長岡委員

授業作成にかかる時間が短縮されるものという認識でよいか。これを使うことにより、どれくらい授業作成にかかる時間が短縮されるものなのか。

中田学校教育
部長

指導書がなければ授業ができないということではないと思います。指導書を見て授業をする教員もおります。また、初任者の教員もおりますので、指導書が手元にあることによって基本的には授業がしやすくなる場合もあると思っております。

長岡委員

G I G Aスクールの際はパソコンが不得手であったり得意であったりといった、教師同士で教え合っているという話があったが、この指導書がなければできないものなのか。新しい教師に対してベテランの教師が教えるという体制ではないのか。

中田学校教育
部長

教え合うということは学校ではされていると思いますが、時間で考えますと、教える教師もそこにまた時間をとられるということもありますので、教師が読んで自分で学べるものであれば、その指導書があること

が有効に働くと思います。もちろん指導書以外に経験や知識がベテランにはありますので、実際には教え合うということは学校現場ではされているものと考えております。

神戸委員

議案資料ナンバー2の149ページ2事業の概要に「令和7年度は中学校教科書の改訂期に当たり、これに伴い教師用指導書について整備する」とあるため中学校分はわかったのだが、小学校分の教師用指導書についても整備するのは、クラスの増加によって増えているのか、そもそも学校の要望が増えているのか伺いたい。

鈴木教育総務
課長

小学校分につきましては、不足した分というところもありますが、教科によっては2年で一つというところもありますので、改訂期が昨年ではありましたが今回で変えるというものもありますので、そういった部分の不足分ということで購入させていただく予定です。

大久保委員

購入する指導書は、紙のものか。デジタル教材のようなものもあるのか。

鈴木教育総務
課長

デジタルのものもあります。

大久保委員	<p>議案資料ナンバー 2 の 1 5 3 ページ別紙 3 の小中学校教師用指導書（所沢小学校外）の概要の 4 その他（2）に今回購入する新盛堂 2 6 校、そのほかに斉藤書店 1 2 校、菊屋書店 9 校とあるが、3 者で配分して購入するに至った経緯を伺いたい。</p>
鈴木教育総務課長	<p>教科書の購入につきましては、購入できる書店があらかじめ決められており、所沢市内にはこの 3 者のみとなっております。3 者がどこの学校に供給するかということが、あらかじめ決められておりますので、そういう結果となっております。</p>
長岡委員	<p>授業作成にかかる時間がどのくらい短縮されるのか。</p>
中田学校教育部長	<p>教員それぞれかと思えます。じっくり見て勉強して臨む教師もおりますし、頭で構想を描いて実践する教師もいると思えますので、一律どのくらいということとは言えませんが、一人で考えて悩んでいるよりは指導書を開いたほうが分かりやすいということも当然あるかと思えます。</p>
長岡委員	<p>先ほど、冊子によって値段が違うという話があり、全員に配られる指導書もあるとのことだが、ベテランの教師もそれは必要になるのか。</p>
鈴木教育総務	<p>全員に必要かという部分については、こちらでも把握していない部分</p>

驚いた。ベテランの教師は今後自腹を切って買うというような議論はないのか。

鈴木教育総務
課長

義務教育課程において学校が指導要領に基づいて児童生徒を教えるにあたって、考えに基づいた教えが必要だと思っているところです。そういった中で、業務に必要不可欠な指導書については、個人の負担ではなく、一般的に言えば組織が責任をもって可能な限り用意をしていくことが必要だと思っております。

長岡委員

今回、有限会社新盛堂で2,901万3,710円で契約予定になっているが、随意契約か。

鈴木教育総務
課長

そのとおりです。

長岡委員

入札という方法は考えられなかったのか。

鈴木教育総務
課長

先ほどお答えしたとおり教科書につきましては、所沢市内では3者としが契約できないことになっておりまして、新盛堂はそのうちの1つにあり、受け持ちの学校も決まっていることから入札ではなく、随意契約になっているものです。

【質疑終結】

【意見】なし

【採決】

議案第38号については、全会一致、可決すべきものと決する。

休憩（午前9時38分）

※説明員交代

再開（午前9時40分）

○議案第19号「所沢市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部
を改正する条例制定について」

【補足説明】 な し

【質 疑】

花岡委員

認識として、刑法の改正で文言が変わるだけであって、条例上の意味
合いというのは何も変わらないという認識でよいか。

守谷市民相談

そのとおりです。

課長

【質疑終結】

【意 見】 な し

【採 決】

議案第19号については、全会一致、原案のとおり可決すべきものと
決する。

休 憩（午前9時42分）

（休憩中に協議会を開催）

再 開（午前9時44分）

植竹委員長

○閉会中の継続審査申出の件について（特定事件）

閉会中の継続審査申出の件については、別紙の内容で申出を行うことと決定した。

散 会（午前9時45分）

特定事件 常任委員会閉会中継続審査申出表

令和7年第1回（2月）定例会

市民文教常任委員会

- 1 市民文化について
- 2 地域コミュニティについて
- 3 市民活動について
- 4 情報の共有と市民参加について（情報公開・市民相談・個人情報保護・広聴）
- 5 消費生活について
- 6 社会保障について（国民年金）
- 7 交通安全について
- 8 防犯について
- 9 社会教育について
- 10 スポーツ振興について
- 11 生涯学習について
- 12 学校教育について